

## 非行少年の更生支援

私が今回このテーマにした理由は、昨年のレポートでは少年の心理に着目して非行に走ってしまった少年にはどのような対策が必要なのかを考えたため、今年は少年側ではなく、更生を促す施設や制度に着目して、現時点でどのような制度があるのか、そしてその課題と改善点を考えたいと思い、このテーマを設定した。

まず、非行少年及び更生支援制度の現状についてである。令和6年度版犯罪白書によると、非行少年の総数は令和元年以降、増減を繰り返している。平成18年から令和3年までは軽犯罪法違反が最も多く、4年は児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多かったが、5年は大麻取締法違反が最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、軽犯罪法違反の順になっていた。

次に更生支援制度の現状である。少年院では再非行を防止し在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、矯正教育課程が定められている。この矯正教育は少年院における処遇の中核であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われている。このうち、生活指導について詳しく述べていく。在院者の抱える特定の事情の改善に資るために、令和3年度までは6種類の特定生活指導が実施されていたところ、4年度から、成年に達した者を対象として、成年であることの自覚及び責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等を指導目標とした「成年社会参画指導」が加わり7種類となっている。具体的には被害者の視点を取り入れた教育や薬物非行防止指導、性非行防止指導、交友関係指導などで、このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、重点指導施設が指定され、指導の充実が図られている。令和5年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。また、近年増加傾向にある大麻使用歴を有する在院者に対し、より効果的な指導を実施するため、5年度には、「少年院在院者向け大麻に関する指導教材」が配布された。このように、少年院では薬物や性犯罪といった、特定の課題を抱える少年に対しても適切な処遇がなされているということが分かった。

また、民間では日本更生保護協会や全国保護司連盟、日本BBS連盟などが協力し、就労支援や学習支援などを行っている。

次に課題と改善点である。まず、再非行の少年は減少傾向にあるものの、20歳未満の覚せい剤取締法違反の再非行少年率は直近20年で増減を繰り返し、令和5年度では前年度より増加していた。また、少年院出院者の再入院に関しては、平成12年から令和元年まで

再入院率は13～17%台で推移している。そして、就労支援を行う全国就労支援事業者機構によると、刑務所出所等の前歴の事情を理解したうえで雇用する協力雇用主の数は増加しているものの、令和元年度以降、被雇用者数及び実際に雇用している雇用主は減少し、その業種にも偏りがあるそうだ。以上をまとめると、課題は依然として再非行に走ってしまう少年が一定数存在し、特に薬物や性犯罪など、依存からの脱却が難しいこと、そして社会復帰後の受け皿が不足していることが挙げられる。

ここからは改善点について述べる。まず、依存による再非行に関して、実際に更生施設に入っていた人への調査によると、薬物の再使用を防ぐには退所後も相談に乗ってもらう必要性があるとの回答が多い一方、自分に薬物問題があることを他人に知られるとダメな人間だと思われてしまうという危惧や相談治療に行く時間やお金がない、そもそも相談や治療に行くのが面倒くさく感じるなど、援助を受けることを阻害する要因も認められた。以上は成人への調査だが、おそらく少年も同様に考えているのではないかと考える。そのため、在院時から退所後も相談できる施設とのつながりを持ち、安心して相談できる環境を作るほか、マイライフプランという手法を取り入れるのが効果的なのではないかと思う。これは精神保健福祉領域で広まっている新たな支援ツールであり、これから的人生において、「心と体の健康」「社会生活」「人間関係」「気持ちの安定と生きがい」が重要であること、自分の強みを見つけることを目的としてこれから的人生をどうしていきたいかを考えるものである。長期的な目線で自分のことや支えてくれる人のことを考えることによって、薬物や性犯罪といった依存行動からの脱却が図れるのではないかと考えた。

次に、社会復帰後の受け皿の不足に関しては、協力雇用主の認知拡大が最も大事だと考える。具体的には、協力雇用主への支援制度があるということを広めるのが効果的だということである。実際に刑務所出所者等を雇用すると奨励金が最長1年、最大で72万円が支給されるほか、就労が困難な人を3か月間試行雇用するトライアル雇用制度では月額最大4万円が支給される。これらに加え、前歴がある人にどのような仕事を任せているか、どのような印象をもったか、採用の基準、不安なことや良かったことなど協力雇用主の実際の声を広めることで、雇用のイメージが付きやすくなるのではないかと思う。現状、これらは全国就労支援事業者機構のホームページでみることができますが、それだけでなく、メディアでの拡散やハローワークとの連携など、事業者側にこの制度を伝えることが必要だと考える。

最後に私の意見をまとめると、非行少年の更生支援としては、社会全体が就労支援や個別の相談機関を通して非行少年のやり直す機会を認めることができが最も大切だと考える。更生は少年院や保護観察といった制度の中だけで完結するものではなく、退所後も本人が安心して働いたり相談したりできる環境が必要であり、そのために、協力雇用主の増加や継続的な支援体制の拡充が重要だ。少年が更生するためには本人の努力や意志ももちろん必要だが、周囲が理解し支えることも大切であり、これからどう生きていくかに目を向けられる社会の仕組みを整えていくことが求められると感じた。